

# 臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の調査

——設置から「伝説箇所」の審議まで——

外池昇

はじめに

長慶天皇をめぐることは江戸時代からその即位の有無についての議論があったが、それが大きな問題として取り上げられるに至ったのは明治以降のことである。

そもそもこの議論は、後醍醐天皇を初代とするいわゆる南朝において、第二代村上天皇に次いで長慶天皇の即位があったかどうか、つまり、長慶天皇が南朝の第三代であるかどうかという問題となったのである。天皇であるかどうかという極めて重大な事柄が問われたのであるから問

題は深刻である。とりわけ、国定教科書の記述をめぐる明治四十四年に引き起こされた南北朝正閏論争において南朝が正統とされていたことをも考慮にいれば、この問題のなお一層の重要性を認めざるを得ないことにもなる。

もっとも、長慶天皇の即位があつたかどうかについては、すでに八代國治著『長慶天皇御即位の研究』（大正九年十月、明治書院）によつて即位があつたことが学問の上では確認されており、これを受けて、大正十五年十月二十一日には「詔書」によつて長慶天皇の即位が認められた。いわゆる皇統加列である。これに先立つ大正十三年四月一日には八代は亡くなつていたが、皇統加列のあつた日には、「御沙汰書」・御紋附銀花瓶一箇・金五百円が八代に下賜された。

本稿の関心はここから先の経緯である。長慶天皇の即位が確かにあつたというのなら、当然、その陵の所在地が問題となる。当時すでに、相馬陵墓参考地（青森県中津軽郡）と河根陵墓参考地（和歌山県伊都郡）が長慶天皇陵を見込んで指定されていたが、政府としては、陵墓参考地ではなく正式の長慶天皇陵の決定が喫緊の課題だったのである。そこで昭和十年六月二十七日に宮内大臣の諮問機関として設置されたのが、臨時陵墓調査委員会である。この臨時陵墓調査委員会にかかわる公文書を網羅的に綴り込んだものが『臨時陵墓調査委員会書類及資料』<sup>1</sup>であり、至つて貴重である。この『臨時陵墓調査委員会書類及資料』に拠つて、長慶天皇

陵の決定に至る経過は、臨時陵墓調査委員会の審議を軸としつつよく知られるのである。本稿では、昭和十年六月二十七日に臨時陵墓調査委員会が設置されてから長慶天皇陵の「伝説箇所」の具体的な審議に着手するおむね昭和十一年四月頃に至るまでについて述べることにしたい。

一 湯浅倉平による「宮内大臣挨拶」（昭和十年六月二十七日）

臨時陵墓調査委員会設置に際しての宮内大臣湯浅倉平<sup>2)</sup>による「挨拶」は次のようなものである。

臨時陵墓調査委員会ニ於ケル宮内大臣挨拶

〔後筆〕  
昭和十年六月廿七日

一言御挨拶申上ケマス今回宮内省ニ臨時陵墓調査委員会ヲ置カルルコトニ相成リマシタニ就キマシテハ省外カラモ夫々御専門ノ方々ヲ煩シマシテ本会ノ委員ニナツテ戴キマシタ其ノ第一回ノ委員会ヲ開クニ当リマシテ御挨拶ヲ申述ヘル機会ヲ得マシタコトハ真ニ欣幸ト致ス所テ御座イマス

御承知ノ通り現在宮内省ニ於キマシテ御守リヲ致シ管理ヲ申上ケテ居リマスル御陵墓ハ

御方ノ数カラ申上ケマスト八百十三アルノテ御座イマスルカ今尚御陵墓ノ御治定ニナツテ居リマセヌ御方々カ長慶天皇ヲ始メ奉リマシテ凡ソ一千五百ニモ及ンテ居ル有様テ御座イマス

長慶天皇ハ大正十五年大統ニ列セラレ給フタノテ御座イマスカ其ノ御陵ハ未タ御治定ノ運ヒニ至リマセヌノミナラス長慶天皇ノ御陵ト伝ヘテ居リマス箇所テアリマシテ今日迄宮内省ノ関知致シテ居リマスル所ハ殆ト七十箇所ニモ達セントスル有様テ御座イマス然ルニ未タ御陵ノ所在ニ付テ確タル手懸モ発見セラレマセヌ誠ニ恐懼ニ堪ヘヌ次第テ御座イマス之ハ一日モ速ニ御陵ノ御治定ヲ仰キ得ル様ニナリマシテ長慶天皇ノ御皇靈ヲ安ンシ奉リ宸衷ニ報ヒ奉リマスト共ニ赤子ノ冀望ヲ滿タサネハナラヌノテ御座イマス又御治定ニナツテ居リマセヌ御陵墓ニ就キマシテハ從來ト雖宮内省ニ於キマシテ調査考究ヲ進メツ、アルノテアリマスルカ去ル三月ニハ更ニ宮内省官制ノ一部ヲ改正致シマシテ諸陵寮職員トシテ考証官カ新設セラレマシタ御陵墓調査機關ノ拡張ヲ見ルニ至ツタノテ御座イマス乍併御陵墓ニ関シマスル事柄ハ其ノ性質真ニ重大テアリマスルカ故ニ之カ取扱ハ慎重ヲ期サナケレハナリマセヌ又調査モ出来ル丈充分ニ手段ヲ盡シ審議ヲ凝サナケレハナリマセヌ之カ為ニ此ノ委員会ヲ設ケラレマシタノテ御座イマス

本委員会ニ御諮リ致シタイト存シマスル事柄ノ大体ヲ申上クレハ長慶天皇ノ御陵ノ調査

ヲ主要ナルモノト致シマシテ之ト共ニ其ノ他未タ御治定ニナツテ居リマセヌ御陵墓ノ調査ニ関シマスル事項及其ノ他ニ或ハ既ニ現在御治定ニ相成ツテ居リマスル御陵墓ニ対シテモイロイロ疑義ノアルモノカ御座イマスルノテ其ノ究明ニ関スル事柄或ハ陵墓参考地ノ調査整理ニ関スル事項等テ御座イマスカ何分ニモ事柄ハ沢山御座イマスシ史上ニ徵證ノ乏シイ難件テ御座イマスルカ故ニ之等ノ案件ニ就キマシテハ特ニ各位ノ腹藏ナキ御協議ヲ願ヒ御審議ヲ煩シタイト存シマス委員会ヲ開クニ当リマシテ一言御挨拶ヲ申上ケルト共ニ御多用中真ニ容易ナラヌ事テアリマスルカ今後何分ノ御協力ニ預リタイ希望ヲ有ツテ居ルモノテ御座イマス<sup>③</sup>

この「挨拶」からは、当時宮内省が陵墓をめぐる事柄についてどのような問題点を認識していたかがよく知られる。しかしその中でも繰り返し述べられているのは、やはり長慶天皇陵を早く決定しなければならぬということである。それは、ひとつには「長慶天皇ノ御皇靈ヲ安ンシ奉リ宸衷ニ報ヒ奉」るためであり、そしてもうひとつには「赤子ノ冀望ヲ満タ」すためである、とする。

## 二 「臨時陵墓調査委員会諮問要項及諮問要点」

右の「挨拶」の前提となつたのは、同年六月二十二日に定められた「臨時陵墓調査委員会規定」<sup>4</sup>である。この第二条には、「臨時陵墓調査委員会ハ陵墓ノ考證ニ関シ宮内大臣ノ諮問ニ応シ意見ヲ開申ス（略）」とある。ここには臨時陵墓調査委員会が宮内大臣の諮問に応じて開申する意見の内容について「陵墓ノ考證」と一般的に述べられており、事実後述するように諮問事項は広く陵墓をめぐる考證全般に及ぶものである。とはいうものの、その主要な眼目は長慶天皇陵をめぐる事柄であつた。

さて、左に引く「臨時陵墓調査委員会諮問要項及諮問要点」は、文字通り臨時陵墓調査委員会に諮問された事柄の「要項」および「要点」を記したものである。そこから浮かび上がってくるのは、宮内大臣による諮問の中で、そして臨時陵墓調査委員会による「要項」「要点」の中で、長慶天皇陵をめぐる事柄がいかに大きな位置を占めていたかということに他ならない。

## 臨時陵墓調査委員会諮問要項及諮問要点

## 第一未定陵墓ニ関スル件

## (イ)長慶天皇ノ陵ニ関スル件

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の調査

右ニ就テハ左ノ点ヲ諮問セントス

(一) 陵所搜索調査ノ指針

(二) 陵所ニ関スル衆説ノ檢考

(三) 調査ノ結果一定ノ理由ヲ以テスル陵所ノ認定方

(四) 陵所判明ノ見込立タザル時ニ於ケル措置方

(ロ) 長慶天皇ノ陵以外ノ未定陵墓ニ関スル件

右ニ就テハ左ノ点ヲ諮問セントス

(一) 所在地未定陵墓ノ探索調査ノ指針

(二) 陵墓ニ関スル在来ノ徵證ノ檢考

(三) 調査ノ結果一定ノ理由ヲ以テスル陵墓ノ認定方

(四) 調査探索ヲ盡スモ所在判明ノ見込立タザル陵墓ニ関シテノ措置方

第二現在諸陵寮管理ノ陵墓ニ関スル件

右ニ就テハ左ノ点ヲ諮問セントス

(一) 考證上ノ問題ノ附随スル陵墓ノ管理方

(二) 陵名其他ニ関スル考證

(三) 陵墓ニ対スル異説ノ辨疑

四 皇室陵墓令上陵又ハ墓トスルニ疑義アル陵墓ノ辨正

第三陵墓参考地ニ関スル件

右ニ就テハ左ノ点ヲ諮問セントス

(一) 其ノ調査考證ノ方法

(二) 調査ノ結果陵墓トシテ認ムベキモノノ認定方

(三) 陵墓参考地トシテ存置スルコトノ要否

(四) 新タニ陵墓参考地ニ編入セントスルモノニ付テノ要否<sup>(5)</sup>

いかに長慶天皇陵をめぐる問題が臨時陵墓調査委員会にとつて緊要の課題であつたが、ここに明瞭である。ここに具体的に陵墓の名称が挙げられているのは、唯一長慶天皇陵に限られている。

### 三 「諮問要項説明」

次の「諮問要項説明」は、右にみた「臨時陵墓調査委員会諮問要項及諮問要点」の各項目についての具体的な説明のうち、長慶天皇陵に関する部分である。

諮問要項説明



第一未定陵墓ニ関スル件

(イ)長慶天皇ノ陵ニ関スル件

(一)陵所探索調査ノ指針

陵所探索ニ付テハ長慶天皇御事蹟殊ニ其ノ御在所乃至崩御ノ場所御事蹟ニ關係アル土地御遺物御遺作又ハ天皇皇子ノ考證或ハ天皇ノ時代ニ対スル聖慮ノ推明關係臣僚ノ範圍其事蹟又ハ踪跡等ノ攻究ヲ要スベク更ニ又既往現時ニ亘リテ存スル陵所ニ関スル諸説ヲ罔羅蒐集スル要ナキヤ又天皇及ビ陵所ニ関スル未知ノ記録ナキヤ又ハ長慶天皇陵所ヲ探索スル民間篤志家ノ説ヲ聴取スベキヤ等陵所ノ探索調査ニ関スル指導方針ヲ明白ニ樹立セシメテ爲諮問スル所アラントス

(二)陵所ニ関スル衆説ノ檢考

天皇陵所ニ関シ宮内省ノ接受シタル牒報ハ昭和八年十二月末現在ニ於テ五十七箇所其後追加十箇所ヲ算ス此等ノ中ニハ陵墓参考地トナレルモノ二箇所アリ(河根、相馬)又宮内省ヨリ実査ヲ試ミタルモノ陵ト認メザル旨指令シタルモノ等アレドモ本委員会ニ於テハ各説ニ対スル検討尙必要アラバ実査乃至發掘ヲ試ミ其ノ真否ヲ判定スベク更ニ<sup>アキマ</sup>今後提出セラルル新説又ハ新上申地ニ対シテモ討査ヲ行フベシ此等ノ為諮問スル所アラントス

## (三) 調査ノ結果一定ノ理由ヲ以テスル陵所ノ認定方

調査ノ結果略御陵ト認定スルニ足ルヘキ場所判明シタルトキハ之ヲ陵所トシテ認定スルコトノ可否ニ付最終ノ諮問ヲ為サントスルモノナリ而シテ此場合在来ノ陵墓参考地ニシテ陵所タラザルモノニ対シテハ如何ナル措置ヲナスベキカ等ノ点モ自然問題トナルベシ

(四) 陵所判明ノ見込立タザル時ニ於ケル措置方

相当ノ期間百方探索シ調査スルモ遂ニ徵証明<sup>マエ</sup>白ナル陵所ヲ確知スル能ハザルトキ尚其ノ確知セラルル迄探索調査ヲ将来ニ向ツテ継続スベキカ又ハ其レ迄擬制ヲ以テ陵所ヲ設置スヘキカ而シテ此ノ設置ノ場所ハ既存陵墓参考地ニ就キ之ヲ扱<sup>マ</sup>ベキカ或ハ新タニ他ノ適當ナル場所ヲ選定スベキカニ付諮問スル所アラントス此ノ諮問ハ前項ト共ニ将来ノ事ナルベキモ尚之ヲ前ニ豫メ議スベキヤ否ヤハ選択ノ存スル所ナリ

(略)<sup>6</sup>

これによると、長慶天皇陵の所在地について、宮内省は二箇所の陵墓参考地（相馬陵墓参考地・河根陵墓参考地）を含めて、昭和八年十二月末現在で五十七箇所（その後の追加は十箇所）を把握しているが、そこには、「実査」をしたものも、陵と認めないと「指令」したものもある、という。これが、この臨時陵墓調査委員会が設置された段階での長慶天皇陵の所在地をめぐる宮内省における実態であった。

興味深いのは、この「諮問要項説明」に、臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の所在地認定へ向けての手順の見通しが明確な形で述べられていることである。以下、箇条書きにまとめる。

- ① 昭和八年十二月末の段階で宮内省が把握している五十七箇所（河根陵墓参考地・相馬陵墓参考地を含む）について、検討が必要であれば「実査」ないし「発掘」を試みてその真否を判定し、今後提出されるであろう「新説」や「新上申地」についても調査を行なう。
- ② 調査の結果認定に足る場所が判明したときは、そこを陵所として認定することの可否について最終の諮問をする。この場合、これまでの陵墓参考地にどのような措置をするべきかも問題となろう。
- ③ 相当の期間各方面を探索・調査してもついに徴証が明らかでない時は、確知できる迄探索・調査を続けるべきか、または、それまでの間は「擬制」によって陵所を設置するかについて諮問をするであろうし、その「擬制」による陵所の設置についても、既存の陵墓参考地とするか、あるいは新たに他の適当な場所を選定するかについても諮問するであろう。

ここに提示された長慶天皇陵をめぐる審議の手順は、その後たどった臨時陵墓調査委員会における実際の審議の経過とよく符合する。特に、「探索」「調査」の結果長慶天皇陵が見つから

ない場合にとられ得る選択肢のひとつとして、「擬制」による陵所の「設置」が挙げられている(③)が、これは、臨時陵墓調査委員会が後に議論の俎上に乗せた「擬陵」という考え方の前提とみることができる。また、確かな長慶天皇陵が判明した場合に既に存する二箇所の陵墓参考地の措置が問題となろうという指摘(②)についても、その後の経過をよく先取りするものといえる。

ただし、「実査」ないし「発掘」を試みてその真否を判定する(①)という内の「発掘」については、これが実際に試みられたのかどうかを含めて、その詳細を明らかにすることができない。とはいうものの、これから臨時陵墓調査委員会が長慶天皇陵について審議しようとするに際しての「諮問要項説明」にみえる「検討」の具体的な内容のひとつとして、はっきりと「発掘」と記されているのは大いに興味深い。

#### 四 「諮問第一号」の「説明書」

さて、臨時陵墓調査委員会が宮内大臣に諮問された事項は全部で二十七項にも及んだ<sup>6</sup>が、長慶天皇陵についての諮問は当然その第一号に位置付けられた。それぞれの諮問には「説明書」が付されたが、「諮問第一号」「一長慶天皇ノ陵ハ如何ニ調査考證スヘキヤ」の「説明書」は次

の通りである。

諮問第一号

説明書

長慶天皇ハ大正十五年皇代ニ列セラレ給ヒシガ其ノ御陵ノ所在ニ就キテハ未ダ御治定ヲ仰  
グニ至ラズ明治二十一年青森県中津軽郡相馬村及和歌山県伊都郡河根村ニ定メラレタル陵  
墓参考地アリ又長慶天皇ノ御陵ナリトノ見込ヲ以テ上申セラル、モノ七十箇所ニ達セント  
スルト雖考證上首肯シ得ベキモノ一トシテ存セズ御陵考證上ノ手懸カリサヘ之ヲ発見スル  
ノ至難ナルヲ感ズル状態ナルニ依リ長慶天皇ノ陵ニ関スル根本的ナル調査考證ノ方法及ビ  
結果ニ付諮問スル所ナリ<sup>8)</sup>

長慶天皇陵のいわば候補として存した二箇所の陵墓参考地もあり、長慶天皇陵との上申が七  
十箇所もあるのではあるが、「考證上首肯シ得ベキモノ一トシテ存セズ」(傍点引用者)、かつ、  
「御陵考證上ノ手懸リサヘ之ヲ発見スルノ至難ナルヲ感ズル状態」であるといふのである。

さて、この「諮問第一号」を担当したのはどのような委員なのであろうか。

臨時陵墓調査委員会は委員長・委員・幹事・書記から構成されるが、この「諮問第一号」を  
分担したのは、黒板勝美(東京帝国大学名誉教授)・辻善之助(東京帝国大学教授兼史料編纂  
官)・荻野仲三郎(国宝保存会委員)・芝葛盛(図書寮編修官)の各委員である。<sup>9)</sup>

また、昭和十年度については臨時陵墓調査委員会の日程が判明している。まず総会についてみると、右にみた昭和十年六月二十七日の「宮内大臣挨拶」がなされた回を第一回として、七月十二日に第二回、九月二日に第三回、十月十四日に第四回、十一月十二日に第五回、十二月七日に第六回が開催された（場所はいずれも宮内大臣官舎）。その内「諮問第一号」については総会の第二回で審議されたが、「諮問第一号」を担当した委員等による小委員会が、第一回が七月十八日に「長慶天皇ニ関スル上申書類審査（青森、岩手ニ県ノ分）」を議事として（於帝室会計調査局会議室）、第三回が十月十一日に「長慶天皇陵上申書類（青森、岩手）審査ノ報告、芝委員」を議事として（於図書寮高等官食堂）、第六回が十一月十二日に「長慶天皇ニ関スル龍、相田両囑託ノ調査方針ニ付協議」を議事として（於宮内大臣官舎）、そして第七回が十二月六日に「長慶天皇陵関係上申書類審査（福島、群馬、東京、富山、山梨ノ分）」を議事として開催された（於図書寮高等官食堂）<sup>11)</sup>。

##### 五 「審議順序及方法」「調査ノ方針」

さて、諮問第一号については、その審議の「順序」と「方法」が定められている。次の通りである。

⑧

濱田委員

諮問第一号ニ関スル審議順序及方法

- 一、第一次審議トシテ調査ノ方針ヲ定メルコト（第一段）（別紙参考）
- 二、次ニ第一次審議ニ於テ定メラレタル調査方針ニ基キ調査ヲ行ヒ其結果ニ付可及的速ニ報告書ヲ提出セシムルコト（第二段）
- 三、右ニ依リ提出セラレタル報告書ハ提出ノ都度之ヲ審議スルコト（第三段）
- 四、調査報告書ノ審議悉皆終了シタルトキハ之ヲ綜合シタル報告書ヲ作製スルコト（第四段）<sup>(12)</sup>

この内「一」、もしくは「（第一段）」にある「（別紙参考）」は、次の通りである。

長慶天皇ノ陵ニ関スル調査ノ方針

- 一、長慶天皇ノ陵ノ見込ヲ以テ設定セラレタル陵墓参考地及同陵ニ関スル上申地ニ就キテ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト

- 二、別ニ広く関係資料ヲ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト

関係資料ノ調査要項ハ概ネ次ノ如シ

- (一)後醍醐天皇後村上天皇長慶天皇後龜山天皇等ト関係深キ地方ヲ文献ニ由リ調査スルコト

場合ニ依リテハ実地調査ヲ行フ

(二)長慶天皇ノ御事蹟特ニ御聖徳(御人格)ヲ調査スルコト

(註)武家ニ対スル御方針御感情等ヲ調査スルコト

(三)長慶天皇ノ御近親ノ御方ノ御事蹟ヲ調査スルコト

(四)長慶天皇ノ側近者等ノ事歴ヲ調査スルコト

さらに、「採訪目安」として調査の内容についての留意事項がある。以下の通りである。

#### 採訪目安

一、南朝年号及長慶天皇御治世後ヨリ嘉吉頃ニ至ル資料ニ特ニ注意スルコト

二、南朝関係及兩朝関係ノ古文書・記録・其ノ他図書及金石文ヲ採ルコト

三、特ニ和書・漢籍・聖教類ノ中奥書、奥書<sup>(ママ)</sup>及過去帳等ニ注意スルコト

四、注意スベキ項目概ネ左ノ如シ

○長慶天皇(寛成親王) 長慶院 慶寿院 増長

慶寿院 前山殿<sup>(采)</sup> 覺理 金剛理

後龜山天皇(熙成親王) 大覺寺法皇 —— 殿 大覺寺院

嵯峨法皇 等妙院 金剛心

○海門承朝(憲明) 長慶天皇皇子南禪寺相国寺住持



臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の調査

尊聖(佐山宮) 同皇子 勸修寺長吏

行悟(後圓滿院宮) 同皇子 園城寺長吏

玉川宮

説成親王(福御所、上野宮) 後村上天皇皇子

惟成親王(梅隱祐常) 同皇子 式部卿

師成親王(竺源惠梵、爛雲子) 同皇子 兵部卿

泰成親王 同皇子 後龜山天皇皇太弟カ 大宰帥

懷邦親王 上野大守

貞子内親王

憲子内親王(新宣陽門院) 後村上天皇皇女

成仁王 同皇孫 地藏院入室

恒敦宮 後龜山天皇皇子

小倉宮(聖承) 恒敦宮王子

教尊 聖承王子 勸修寺長吏

圓悟(護聖院宮、五恒院宮) 説成親王王子

圓胤(護聖院宮、圓滿院宮) 同王子

相應院（新）宮 同王子

○阿野實為（匡圓）内大臣 明德合躰交渉ニ関与

吉田宗房 内大臣 同右

花山院長親（畊雲明魏、玄巢）内大臣

葉室光資 民部卿 中納言 長慶上皇院宣ヲ奉ス

三條實兄 權大納言 後龜山上皇側近

六條時熙 中納言 同右

阿野公為 中納言 同右

玉村季秀（駿河守） 同右

阿野實治 侍從 護聖院宮側近

萬里小路雅成 小倉宮側近

吉田兼熙 神祇大副、侍從 明德合躰交渉ニ関与

吉田兼敦 兼熙息 屢々後龜山上皇ニ拝謁ス

○頼意 大僧正 東寺長者

教賢 大僧正 内山永久寺 東寺長者（南朝補任）

光賢（西輪院僧正） 内山永久寺 東寺長僧房

長慶天皇ニ印信ヲ奉授

忠禪（舜覺坊） 長慶天皇ヨリ舍利ヲ奉請

道雲（鞆呂岐中遠江入道）

宗意（聖無動院僧正） 畊雲息

浄土寺法印 畊雲息

禪惠 高野山檢校

融濟（阿覺上人）

住吉行宮 —— 殿

賀名生（加奈宇、穴太） 行宮 —— 殿

天野行宮 金剛寺

榮山（前山、佐紀山、さき山、鷺山） 行宮 榮山寺行宮

玉川宮 —— 行宮 —— 山陵

○内山永久寺 大和国磯城郡

釜口山寺（長岳寺） 山辺郡

東福寺 河内国北河内郡鞆呂岐

慶壽院 天龍寺

常德院 相国寺

葉室山淨住寺 山城国葛野郡松尾  
等妙院

丹生神社 紀伊国

○田中庄泉山村 播磨国玉川宮御領

深瀬郷 玉川宮御領

小倉庄 紀伊国那賀郡

他田庄 紀伊国

田殿庄 同

天川郷 大和国吉野郡

廿講村(二十講村) 甘河庄 同

竹原村(庄) 同

河上郷 同

御酢免 和泉

名次庄 同

高向庄 河内<sup>13</sup>

このように具体的に提示された「順序」「方法」、そして「方針」によって、臨時陵墓調査委員会に設けられた小委員会は諮問第一号について審議したのである。ここまでの段階を総じてみれば、一般論から具体論に至る過程とみられるが、同時に、実質的な審議に入る前の段階から、少なくとも手順の上では明確な道筋がつけられていたことにも注意が払われなければならない。

なお、この「長慶天皇ノ陵ニ関スル調査ノ方針」の「(四)長慶天皇ノ側近者等ノ事歴ヲ調査スルコト」によれば、長慶天皇の側近者等の事歴の調査も臨時陵墓調査委員会の範囲ということになる。臨時陵墓調査委員会『長慶天皇側近者事蹟研究資料』（昭和十三年十二月二十日印刷）はその成果である。同書には「昭和十三年七月」とある龍肅による「凡例」があるが、そこには、「一、本資料ハ長慶天皇御陵調査ノ一助トシテ、同天皇側近者ノ動静ヲ研究調査スル為ニ蒐集シタルモノナリ」とある。

## 六 昭和十一年四月「精査報告書」

さて翌昭和十一年には、上述の昭和十一年における総会・委員会での調査の内容が「精査報告書」としてまとめられる。

左に引くのは、昭和十一年五月八日に、臨時陵墓調査委員会荻野仲三郎・黒板勝美・芝葛盛・辻善之助から臨時陵墓調査委員会委員長男爵白根松介に宛てて提出された「精査報告書」である。

〔表紙〕  
〔秘〕

諮問第一号 精査報告書（原稿）

昭和一一・五・八 委員長宛 ㄱ

〔秘〕  
〔寫〕

〔後筆〕  
「ペン書

五月八日諮一小委（第十回）

ニ於ケル修正

ㄱ

諮問第一号ニ関スル審議及ビ調査ノ経過ハ別紙ノ通ニ有之候條此段及報告候也

昭和十一年五月「八」日  
〔後筆〕

臨時陵墓調査委員会委員 荻野仲三郎

同 黒板 勝美

同 芝 葛盛

同 辻 善之助

臨時陵墓調査委員会委員長男爵白根松介殿

諮問第一号ニ関スル報告（第一回）

本委員等ハ昨年七月十二日ノ總會ニ於テ諮問第一号ノ審議ヲ附託セラレタリ、仍テ同月十七日第一回小委員会ヲ開キ爾來今日ニ至ル迄前後十回ニ亘リテ会合シ、總會ニ於テ定メラレタル本件ノ審議方針ニ從ヒ審議ヲ進メタリシガ、審議方針第一項ニ依ル審議中書類上ノ審議ヲ一応終了シタルニ由リ茲ニ其結果ヲ具シ併セテ審議方針第二項ニ依ル調査ノ狀況ニ付報告セントス

一、審議方針第一項ニ依ル審議

先ヅ(イ)長慶天皇ノ陵ノ見込ヲ以テ設定セラレタル陵墓参考地(ロ)同陵ニ関スル上申地及ヒ(ハ)考説又ハ伝説アル箇所ニ関スル書類上ノ調査ヲナスコトトナリ、関係書類ヲ地方別ニ依リ分担調査セリ、其結果ヲ綜合スルニ左ノ如シ

一、関係地七十九箇所中大部分即チ青森縣南津輕郡五鄉村大字北中野字天皇浪岡崎ヲ始メトシ六十一箇所ハ(イ)単ナル想像ニ出ヅルモノ(ロ)口碑伝説ニ據レルモノ(ハ)地名等ニ據リ附会セルモノ(ニ)偽作ノ物ニ據レルモノ、及ヒ(ホ)是等ノ複合セルモノニシテ現在ニ於テハ其實地ニ就キテ調査スル必要ヲ認メズ、(此類ヲ第一類中不要踏査地トス)

二、和歌山縣伊都郡高野山玉川等ノ五箇所ニ就イテハ之ニ関スル所論ハ前同様採ルニ足ラ

ズト雖モ其地方ガ當時南方朝ト關係淺カラザル地域ナルガ故ニ從來ノ上申等ノ關係ヲ離レ  
 テ一応其實地ヲ調査シ置クコトヲ可ナリト認メタリ、(此類ヲ第一類トシ要踏查地トス)

三、京都市嵯峨等ノ七箇所ハ的確ナル資料無シト雖モ其地点ノ由緒ヨリ考ヘ其實地ニ就キ  
 テ調査スルノ必要アリト認メタリ、(此類ヲ第二類トシ要踏查地トス)

尚上申書等焼失ノ為關係府縣ニ書類ノ再提出ヲ求メタレドモ未ダ回答ナキニ由リ審議不能  
 ノモノ六件アリ、之ニ就キテハ關係書類ノ整フヲ俟チテ審議ノ上報告スベキモ他所ノ例ヨ  
 リ推測スルニ此等モ亦大体ニ於テ多ク信用スベキモノニ非ザルベク其實地ヲ踏查スルノ要  
 ナキモノト認メラル

## 二、審議方針第二項ニ依ル審議

審議方針第二項中第一号(後醍醐後村上長慶後龜山天皇ト關係深キ地方ノ調査)ノ調査ハ  
 相田囑託ノ担当トシ、之ガ調査方針ヲ左ノ如ク定メタリ

一、古文書金石文并ニ典籍経卷ノ識語ヲ国別ニ調査スル事、

二、古文書其他ノ史料ノ調査ハ修史局以來蒐集セルモノヨリ始メ明治以前ニ作成シタル  
 古文書集并ニ地誌類ニ引用シタル史料ニモ及ブ事、

三、国別調査ノ順序ハ便宜紀伊ヨリ始メ大和和泉河内摂津山城ノ畿内諸国ニ及ビ更ニ其  
 他ノ国々ニモ及ブ事、



此方針ニ基キ「相田囑託ハ」<sup>(後筆)</sup>正平廿三年ヨリ元中九年ニ至ル間即チ長慶後龜山両天皇ノ御代ニ関スル紀伊大和泉河内摂津山城伊賀伊勢志摩所在ノ古文書ノ調査ヲ終了シ繪旨及ビ繪旨ニ関スル文書等ノ本文ヲ謄写シ其国別一覽表ト共ニ提供アリタリ<sup>出</sup>

審議方針第二項中第二号(長慶天皇ノ御事蹟特ニ御聖徳ノ調査)ノ調査及ビ第三号(長慶天皇ノ御近親ノ御方ノ御事蹟ノ調査)ノ調査ニ就イテハ「未タ其調査ニ」<sup>(後筆)</sup>着手スルニ至ラズ

審議方針第二項中第四号(長慶天皇ノ側近者ノ事歴ノ調査)及ビ第五号(所謂北朝ト関係アル事項ノ調査)ノ調査ハ龍囑託ノ担当トシ、第四号ニ関スル調査ニ於テハ長慶天皇ノ御動靜ヲ伺フコトヲ目的トシテ側近者ノ所在動靜ノ調査ヲ宗トスルコトトシ、第五号ニ関スル調査ニ於テハ主トシテ南北ノ交渉ニ就キテ「所謂」<sup>(後筆)</sup>北朝方ノ文書寺院等ヲ調査スルコトトシ其ノ調査方法ヲ左ノ如ク定メタリ

一、既知史料ノ整理

(イ)、整理ノ方法 大日本史料稿本及ビ<sup>朝</sup>南方ニ関スル著述ニ引用セラレタル資料ヲ検討シテ大日本史料ニ類スル編年史料稿本ヲ作ル事、

(ロ)、史料ノ範圍 長慶天皇踐祚以後朝廷ニ関スル総テノ史料ヲ蒐集スル事、

二、新史料ノ蒐集

蒐集方法ハ既知史料ニ準據シ南方<sup>朝</sup>方所在地方及ビ縁故深キ社寺等ノ史料ヲ採訪シ既知史料稿本ノ補充ヲ計ル事、

### 三、報告

右ニ依リ作成シタル史料稿本ニ準據シ調査事項ニ付報告書ヲ提出スル事、

右ノ方針ニ從ヒ「龍囑託ハ」先ヅ学界既知ノ史料ノ蒐集ニ努メ既ニ概ネ其終了ヲ見ルニ至リタルヲ以テ之ヲ整理シ長慶天皇側近者事蹟研究資料、長慶天皇側近者事蹟表及ビ長慶天皇側近者一覽表ヲ作成シ長慶天皇側近者研究資料參考署判集ト共ニ提出アリタリ<sup>14</sup>

ここにみえる「審議方針」というのは、すでにみた「長慶天皇ノ陵ニ関スル調査方針」のこゝとであるから、ここにある「審議方針第一項」は、「長慶天皇ノ陵ニ関スル調査方針」の「一、長慶天皇ノ陵ノ見込ヲ以テ設定セラレタル陵墓参考地及同陵ニ関スル上申地ニ就キテ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト」であり、「審議方針第二項」は、同じく「二、別ニ広く関係資料ヲ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト」である。

「一、審議方針第一項ニ依ル審議」では、「陵墓参考地」「上申地」「考説」または「伝説アル箇所」について書類上の調査が行なわれた。これは、「昭和十一年四月調製」の「長慶天皇御陵伝説箇所関係書類審議一覽一」として表に示され（史料「昭和十一年四月『長慶天皇御陵伝説箇所関係書類審議一覽一』」（『臨時陵墓調査委員会書類及資料二』所収）、各地の「長慶天

皇御陵伝説箇所」を俯瞰し得る史料としても極めて貴重である。

ここにその詳細を繰り返すことは避けるが、「長慶天皇御陵伝説箇所」を第一類(イ)「単ナル想像ニ據ルモノ」(ロ)「伝説ニ據ルモノ」(ハ)「附会ノ説ヲナスモノ」(ニ)「偽作偽物ニ據ルモノ」と第二类「的確ナル資料ヲ缺クモ尚捨テ難キモノ」に分類し、その後なされる長慶天皇陵決定へ向けての「踏査」への道筋を付けたものと位置付けることができる。ここでみることができるのは、第一類六十六箇所と第二类七箇所の計七十三箇所の「長慶天皇御陵伝説箇所」であるが、以降、この箇所数は増加してゆくことになる。

史料「昭和十一年四月『長慶天皇御陵伝説箇所関係書類審議一覽一』」の中でも、3「青森縣中津軽郡相馬村大字紙漉沢陵墓参考地」(相馬陵墓参考地)と41「和歌山縣伊都郡河根村大字丹生川陵墓参考地」(河根陵墓参考地)はともに長慶天皇陵を想定した陵墓参考地であり、宮内省の管轄下にあった。それにもかかわらず、ともに第一類(ニ)「偽作偽物ニ據ルモノ」に分類されていることは、注目に値する。

### おわりに

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵調査といっても、本稿でみた範囲についていえば、主

に、いわば具体的な調査に至るまでの手順の部分というべき部分が多くを占める。「六昭和十一年五月『精査報告書』」で取り上げた史料「昭和十一年四月『長慶天皇御陵伝説箇所関係書類審議一覧一』」に至ってはじめて「伝説箇所」が個別に議論の俎上に載せられ、長慶天皇陵の決定へ向けての有意性を基準にランク付けがなされたのである。この経過は、いわゆる南朝の歴史に向けられた純粹な学問的な関心によるものとしてではなく、天皇陵の管轄官庁である宮内省が、長慶天皇の皇統加列に伴ってなされなければならない事柄のひとつとして位置付けられるべき事柄に他ならない。

もちろんこの長慶天皇陵の「伝説箇所」については、学問的な見地からも関心を向けられた。宗教民俗学者である堀一郎による『我が国民間信仰史の研究（一）』（昭和三十年九月、東京創元社）は「第二部伝承説話篇古代伝承及び信仰に現はれたる遊幸形態」「第五篇天津神の遊幸と古代日本人の信仰生活」「第四章天津神と国津神」「第四節天津神と地方伝説」で、「久しく行方不知とせられた安徳天皇と長慶天皇の陵墓伝説地が、北は青森県から西は奄美大島、壹岐島に及んで広く全国数十箇所、二百箇所の多きを算へ、中にはわざわざ人を派して正統の陵墓たることを請願主張せる如きは<sup>15)</sup>とするとともに、同じく「第七編神人遊行の史実と信仰」「第五章天皇潜幸・皇子流寓伝説の信仰史上の意義」で、大正十五年十月の長慶天皇皇統加列について述べた後で、「何処にて崩御せられたかは未だ不明なるままに、御陵決定につい

て明治四十年より大正十年までの間に全国各地より長慶天皇御陵なりと主唱し、各徵證文献を具して宮内省諸陵寮に請願し来れるもの既に百二十三ヶ所の多きに達し、大正十五年以降は更に増加して殆んど二百有餘ヶ所の多きに達した<sup>16)</sup>とした上で、この長慶天皇陵についての伝承（あるいは伝説）の特徴については、「単なる潜幸・通過の伝説ではなくて、唯一柱の陵墓なる事、その分布が北は青森県より西は福岡県に及ぶ驚くべき広汎な地域に渉り、就中東北に顯著なること、既に江戸時代初期かと思はれる『吾妻昔物語』等に『流され王』と申して津軽に來られし貴人をば、『吉野の帝長慶院の御事なるべきか』と私案したるものが發生し収録せられ、相当久しきに及んで胚胎根基せるものである事等である<sup>17)</sup>」と述べ、各地方における主要な例として二十七箇所を掲げるのである。

本稿ではその二十七箇所について具体的に検討する余裕はないし、この二十七箇所が、史料「昭和十一年四月『長慶天皇御陵伝説箇所関係書類審議一覽一』」の内容とどのように一致しどのような齟齬するのかの検討も、暫くは措かざるを得ないのであるが、同じ長慶天皇の「伝説箇所」を取り上げるについても、臨時陵墓調査委員会のそれと、宗教民俗学者のそれとは、全く異なる枠組みによって捉えられたことには、ここで注目しておきたい。

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵決定へ向けての動向は、本稿で取り扱い得た範囲以降も継続する。今後も、『臨時陵墓調査委員会書類及資料』に基づいた議論を展開することにした。

## 註

- (1) 宮内庁書陵部陵墓課保管歴史的資料。
- (2) 湯浅倉平の宮内大臣在任期間は、昭和八年二月十五日から昭和十一年三月六日まで。
- (3) 『臨時陵墓調査委員会書類及資料一』。
- (4) 『臨時陵墓調査委員会書類及資料一』。
- (5) 『臨時陵墓調査委員会書類及資料一』。
- (6) 『臨時陵墓調査委員会書類及資料一』。
- (7) その全てを挙げれば次の通りである。
- 諮問第一号
- 一 長慶天皇ノ陵ハ如何ニ調査考證スヘキヤ
- 諮問第二号
- 一 淳和天皇皇后正子内親王ノ陵ノ御治定ヲ仰クヘキヤ否ヤ
- 諮問第三号
- 一 淳和天皇皇子恒貞親王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ否ヤ
- 諮問第四号
- 一 崇神天皇皇子豊城入彦命ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ否ヤ
- 諮問第五号
- 一 大阪府三島郡高槻町今城塚ハ之ヲ陵墓参考地ニ編入スヘキヤ
- 諮問第六号
- 一 埴口丘陵ハ墓ト改メラルヘキヤ

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の調査

諮問第七号

一 倉梯岡上陵ハ倉梯岡陵ト改メラルヘキヤ

諮問第八号

一 後山階陵（尊称太皇太后順子）ハ後山科陵ト改メラルヘキヤ

諮問第九号

一 後山科陵（醍醐天皇）ハ後山階陵ト改メラルヘキヤ

諮問第十号

一 紙屋上陵ハ紙屋川上陵ト改メラルヘキヤ

諮問第十一号

一 宇治陵ニ関シ不明ノ事項ハ如何ニ調査考證スヘキヤ

諮問第十二号

一 白鳥陵ニ関シ意見ヲ諮フ

諮問第十三号

一 靈元天皇皇曾孫日照女王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ

諮問第十四号

一 後伏見天皇十八世皇孫日尊女王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ

諮問第十五号

一 畝傍陵墓参考地ハ之ヲ解除スヘキヤ

諮問第十六号

一 郡山陵墓参考地ハ之ヲ解除スヘキヤ

諮問第十七号

一 遍照墓ハ之ヲ皇族ノ墳塋タル墓ノ中ヨリ除クベキヤ

諮問第十八号

一 了山墓ハ之ヲ皇族ノ墳塋タル墓ノ中ヨリ除クベキヤ

諮問第十九号

一 東山天皇皇孫尊信女王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ

諮問第二十号

一 宇多天皇皇孫雅慶王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ

諮問第二十一号

一 順徳天皇皇曾孫志玄王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ

諮問第二十二号

一 龜山天皇皇孫尊觀親王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ

諮問第二十三号

一 後伏見天皇七世皇孫日承王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ

諮問第二十四号

一 後伏見天皇八世皇孫任助親王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ

諮問第二十五号

一 景行天皇皇子五十狭城入彦命ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ

諮問第二十六号

一 履中天皇皇孫女飯豊青尊ノ墓ノ名称ニ付意見ヲ諮フ



臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の調査

諮問第二十七号

一長慶天皇皇子承朝王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ

〔臨時陵墓調査委員会書類及資料一〕

(8) 『臨時陵墓調査委員会書類及資料一』。

(9) 臨時陵墓調査委員会の構成を述べれば以下の通りである。

委員長 宮内次官

大谷正男

委員 図書頭兼諸陵頭

渡部信

宮内省参事官

浅田恵二

図書寮編修官

芝葛盛

東京帝国大学教授兼史料編纂官

辻善之助

京都帝国大学教授

濱田耕作

東京帝国大学名誉教授

黒板勝美

国宝保存会委員

荻野伸三郎

東京帝国大学助教授兼帝室博物館鑑査官

原田淑人

幹事 宮内事務官 (諸陵寮)

伊藤武雄

宮内書記官 (官房秘書課)

林與之助

諸陵寮考證官

和田軍一

書記 諸陵寮考證官補兼宮内属

山崎鐵丸

宮内属 (参事官室)

松井彌吉郎

宮内属兼諸陵寮考證官補

小川三郎

〔臨時陵墓調査委員会書類及資料一〕

(10) 昭和十年度の臨時陵墓調査委員会の日程については、「昭和十年度臨時陵墓調査委員会会議一覽（昭和十年十二月二十六日調）」〔臨時陵墓調査委員会書類及資料一〕による。

(11) 本文中、小委員会の回が飛び飛びであるのは、他の諮問についての小委員会が別に開催されていて、それをも通して回が数えられているためである。なお、同じ日に總會と小委員会が、また、同じ日に複数の小委員会が開催された場合があり、その場合も別に回が数えられている。

(12) 『臨時陵墓調査委員会書類及資料二』。

(13) 『臨時陵墓調査委員会書類及資料二』。

(14) 『臨時陵墓調査委員会書類及資料二』。

(15) 堀著『我が国民間信仰史の研究（二）』三六三～四頁。

(16) 堀著『我が国民間信仰史の研究（二）』五五七頁。同著はこの箇所を註を付して、「大日本皇陵一ノ一。長慶天皇御陵之研究一。」（五六四頁）とする。

(17) 堀著『我が国民間信仰史の研究（二）』五五七頁。

史料 昭和十一年四月「長慶天皇御陵伝説箇所関係書類審議一覽一」

〔表紙〕  
一極 秘

長慶天皇御陵伝説箇所関係書類審議一覽 一

昭和十一年四月調製 一

凡例

- 一、本一覽ハ昭和十一年二月末日現在ノ書類ニ就キ審議セル結果ヲ録セリ
- 二、審議ノ結果ハ之ヲ便宜第一類第二類ニ分チ  
第一類ハ
  - (イ) 単ナル想像ニ據ルモノ
  - (ロ) 伝説ニ據ルモノ
  - (ハ) 附会ノ説ヲナスモノ
- (ニ) 偽作偽物ニ據ルモノ

ノ四ニ分類シ

第二類ハ的確ナル資料ヲ欠クモ尚捨テ難キモノ

トナセリ

三、摘要欄ニハ審議報告ヲ摘記シ分類欄ト照応セシメタリ

四、踏査済ノ欄ニハ主トシテ将来ノ為ニ便宜設ケタルモノナリ

五、箇所書頁ノ欄ニハ曩ニ調成セル長慶天皇御陵伝説箇所書第一冊及ヒ第二冊ノ頁ヲ記入シ

第一ヲ「壹」第二ヲ「貳」トス

箇所	第一類		第二類	摘要	要踏査地		箇所書頁
	像想(イ)	説伝(ロ)			踏査	地	
1 青森縣南津軽郡立郷村大字 北中野字天皇浪岡崎		○	○	寛成太上親王ト刻印セル五輪塔、撰字抄書入ルモノナリ			壹ノ一
2 青森縣弘前市和徳町稻荷神社境内	○			神社境内ニ御陵アリトノ口碑ニ過キス			壹ノ九
3 青森縣中津軽郡相馬村大字 紙漉沢陵墓参考地			○	偽作シタル長慶帝御世譜、修驗皇統記上皇廟圖記ニ基ク説ナリ			壹ノ一一

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の調査

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	
群馬縣新田郡木崎町大字下江田帝	福島縣石川郡泉村大字小高	岩手縣二戸郡浄法寺村大字御山土不踏丘	岩手縣下閉伊郡岩泉町岩泉字新田	岩手縣下閉伊郡山口村黒森黒森神社	青森縣上北郡七戸町字見町金鷄山住吉御陵	青森縣三戸郡留崎村大字泉山 泉山御陵	青森縣三戸郡向村大字大向長谷山御陵	青森縣三戸郡向村大字長谷ウバ光塚	青森縣中津輕郡相馬村大字湯口棺盛山	
	○	○							○	
○			○	○	○	○	○	○	○	
○			○	○		○	○	○		
長慶塚(法華千部塚)ナル名称ニ據リ説ヲ生シタルモノナレトモ作為アル板碑(天皇ト刻字アリ)ヲ憑據トナス	五輪宝ト称スル塚ヲ御陵ト云フモ憑據物ナク想像論ナリ	土踏マスノ丘ト称スル地点ヨリ甕、短刀ヲ発掘シ之ニ據リ想像論ヲ立テタルモノナリ	前ニ同シ(但シ発掘ノ結果墳墓ニ非サルコト判明シ、問題自ラ解消ス)	會シタルモノナリ	偽作三上系圖ヲ基トシ黒森神社縁起ニ據リ附會シタルモノナリ	「御仙洞」ト云フ地名及應永三年ノ長福寺棟札ニ基ク附會説ナリ	佐藤丹波介軍卿系図、泉山文書、長慶塚之記等ヲ憑據トスルモ是等ハ皆偽書ナリ	觀音像胎内銘(天授二年云々)ニ基キテ附會ノ説ヲ立テ偽作タル佐藤家云文書白山堂由来、円福寺文書等ヲ憑據トス	偽物タル佐藤家云文書、御辞世、山崎家文書等ヲ憑據物トシ又笈、鏝、太刀、地名ニ據リ附會シタルモノナリ	靈感ニ據ルモノニシテ地名伝説ヲ附會シタルモノナリ
壹ノ三一	貳ノ二九 壹ノ三六	壹ノ二五	壹ノ二三	貳ノ三一 壹ノ三五	貳ノ一九 壹ノ三五	壹ノ一七	壹ノ一五 貳ノ三五	壹ノ一三	貳ノ一	

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
山梨縣南都留郡忍野村内野 藤塚	山梨縣南都留郡(富士谷輕 島森旧福地八幡宮傍)	山梨縣南都留郡明見村	山梨縣南都留郡東桂村山伏 塚	富山縣水見郡堀田村	富山縣西砺波郡赤丸村親王 塚	富山縣西砺波郡西野尻村安 居寺	富山縣射水郡守山村飯沢	東京府南多摩郡由井村小比 企長慶寺	群馬縣北甘樂郡高瀬村茶臼 山	群馬縣佐波郡芝根村下茂木 王院宮
			○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○								
後世ノ作ナル神像墨書銘ヲ根據トスル附會說 ナリ	偽作タル富士文書ヲ根據トスルモノナリ	偽作タル加藤文書、尾明見系圖ヲ基トシ碧玉 集新葉集等ノ歌ヲ附會セルモノナリ	無稽ナル口碑ヲ以テ山伏塚(天王塚)ニ附會 セルモノナリ	寺號(長慶寺)ニ據ル附會說ナリ	河内金剛寺禪惠ト關係アルカ如シ宗良親王ノ 伝ヘモアリ序ヲ以テ踏查スヘシ	御過去帳(江戸時代ノ写)及土地台帳ニ據ル モノニシテ素朴捨テ難キモノナリ	御陵ノ所在ヲ記セル記錄及御遺物ト稱スルモ ノニ據レル荒唐無稽ノ說ナリ	二據ル附會說ナリ	寺名及ヒ「長慶德應院慶林玉室居士」ノ位牌	憑據物ナシ
					○	○				
壱ノ五一	壱ノ四九	貳ノ三六	壱ノ四五	壱ノ四三	貳ノ三	壱ノ四一	壱ノ三九	壱ノ三七	貳ノ三六	壱ノ三三

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の調査

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
愛知縣宝飯郡八幡村大字八幡字上宿小松山	愛知縣宝飯郡御津町字松山	愛知縣宝飯郡御油町	愛知縣宝飯郡國府町大字國府山	愛知縣宝飯郡大塚村大字大塚	愛知縣額田郡	愛知縣名古屋市(旧御留所町)	愛知縣中島郡祖父江町山崎字王塚地藏堂境内	愛知縣丹波郡布袋町曾本	静岡縣濱名郡天王村大字天王	長野縣更級郡更級村大字羽尾郷嶺山
○	○		○		○		○		○	○
		○		○		○	○		○	○
								○	○	
取留ナキ想像ナリ	前方後円墳ニシテノ想像ニ過キス	偽作タル青木平馬ノ書ニ基ケルモノナリ	口碑ニ基ク想像説ナリ	大塚ハ即チ王塚ナリトシ附會ノ説ヲナシタルモノナリ	郡内ニ伝説地アリト云ヘトモ其所在並ニ性質不明ナリ	長慶橋、後村上社ナル名称ニ據ル附會説ナリ	王塚ナル名称ニ據ル附會説ナリ	長慶天皇ト銘アル石碑(現存セズ)玉、刀等ノ憑據物ハ偽作又ハ時代ニ合ハサルモノナリ	牛頭天王ヨリ附會シタルモノニシテ又御親書御遺物ト称スルモノ皆偽作ナリ	後世ノ作ナル南朝機密伝ヲ基トセル口碑ヲ以テ郷嶺山(御陵山)ニ附會セルモノナリ
貳ノ一三	貳ノ一一	壹ノ六三 貳ノ三七	貳ノ九	壹ノ六一	壹ノ五九	壹ノ五七	貳ノ七	壹ノ五五	貳ノ三七 壹ノ五三	貳ノ五

46	京都府愛宕郡大原村字百井	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長慶寺ノ孝仁太子墓ト称スル五輪塔ニ據リ附會セルモノナリ	壹ノ六五
45	京都府北桑田郡山國村山國陵兆域内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	南帝王ノ御陵ノ伝説アリ南帝王ハ即チ長慶天皇ナルヘシト云フノミナリ	壹ノ六七
44	和歌山縣西牟婁郡富里村大字下川字打越	○	○	○	○	○	○	○	○	○	松本秀業ガ立テタル御陵探査ノ目安ニ基キタル想定ナリ	壹ノ六九
43	和歌山縣有田郡八幡村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	此地ヲ本陵トシ青森和歌山ノ両陵墓參考地ハ分骨所ナリトイフモノニシテ想像ニ據ル妥協説ナリ	貳ノ一五
42	和歌山縣伊都郡高野町大字高野山奥院玉川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	附會ノ趣アレトモ土地柄ヲ以テ踏査スヘシ	壹ノ七〇
41	和歌山縣伊都郡河根村大字丹生川陵墓參考地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	証據書類ハ信シ難キモノナレトモ墳上ノ塔ニ元中ノ銘アリ土地柄踏査ヲ要ス	壹ノ七三
40	和歌山縣伊都郡小佐田村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	所謂玉川塔ハ川名等ヨリ附會セシモノナランモ土地柄踏査ヲ要ス	貳ノ三五
39	三重縣一志郡多氣村多氣城内鎮伏裏院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	花園古文書新葉集徒然草吉野古文書等ニ基ク附會ノ説ナレトモ土地柄踏査ヲ要ス	壹ノ七七
38	三重縣一志郡多氣村大字下多氣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治十七年地押ノ際會田陵ノ地目在リシニ由リ附會セルモノナリ	壹ノ七九
37	三重縣南牟婁郡五郷村字寺谷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高野春秋ニ丹波ニ崩御ノ記事アリ之ニ基ケル想定ナリ	壹ノ八三
36	愛知縣渥美郡杉山村字孝仁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長慶寺ノ名ニ據ル附會説ナリ	壹ノ八五



臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の調査

57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47		
奈良縣吉野郡十津川村大字上野地	大阪府南河内郡東條村丸山	大阪府南河内郡川上村大字川合寺	大阪府南河内郡川上村観心寺	大阪府北河内郡磐松村私市獅子窟寺	京都府船井郡東本梅村字大内	京都府竹野郡間人町字砂方	京都府京都市東山区鳥遣山墓地	京都府右京区嵯峨慶壽院址	京都市右京区嵯峨蓮華峯寺址	京都市右京区嵯峨蓮華峯寺陵兆域内		
							○		○	○		
					○	○						
○		○		○	○			○	○	○		
踏查ヲ要ス	長慶天皇ヲ御祭神トスル國王神社アリ土地柄	古老ノ伝フル口碑ニ過キス	認メ難キモ序ヲ以テ踏查スヘシ	菊花御紋章入石碑アリト云ヒ又長慶天皇御名入ノ石碑埋没ノ口碑アル由ナレト共ニ真実ト	御髮搭ノ伝アリ土地柄踏查ヲ要ス	所謂竹内文書ナル偽作ヲ根據トセルモノナリ	王ノ墓ノ名称アリ又佛像及扁額ニ寛成覺理長慶等ノ文字ヲ刻セル由ナルモ信據シ難キモノナリ	取留ナキ言ヒ伝ヘヲ基トスル無稽ノ説ナリ	靈感ニ據ルモノナリ	慶壽院ノ名称及ヒ開山皇子海門ノ関係ヲ辿リタル想定ナレトモ土地柄踏查ヲ要ス	御曾祖父ノ関係ヲ辿レルノ想定ナレトモ土地柄踏查ヲ要ス	大覚寺門室相統ノ際ノ加行作法ニ基ク一ノ想定ナレトモ土地柄踏查ヲ要ス
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
貳ノ三八	壹ノ一九	壹ノ一〇一	壹ノ九九	壹ノ九七	壹ノ九五	壹ノ九三	貳ノ一七	壹ノ九一	貳ノ一八ノ二	壹ノ八九		

68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58
愛媛縣温泉郡拝志村下林千光寺	愛媛縣温泉郡久米村大字鷹ノ子天王山素鷲社境内	愛媛縣温泉郡南由井村大字牛渕字古屋敷	愛媛縣越知郡鈍川村(奈良原神社境内)	愛媛縣周桑郡吉岡村大字上市	香川縣小豆郡小豆島	廣島縣賀茂郡東高屋村字白市	岡山縣上道郡西大寺町利性院内	鳥取縣岩美郡面影村櫻谷	兵庫縣佐用郡中安村字安川	兵庫縣武庫郡大庄村濱田菜切山
○					○				○	○
○	○	○	○	○		○	○	○		
							○	○		
口碑ト当時ノ状勢トニ據ル想定ナリ	天王社ノ石碑ヨリ附會セル口碑ニ過キス	五輪搭アリ明治四十二年頃「長慶天皇御陵推定地」ト稱セル自然石ヲ建テタレトモ説ノ基ク所畧ボ前二同シ	芳闕嵐史等後世ノ書ニ據リテ説ヲナセルモノニシテ近時発掘ノ結果經塚ナル事明トナレリ	御陵ト云ヘル墳ハ上古ノモノナリ	單ナル伝説ニ基クモノナリ	宮内塔ト稱スル塔名ヨリ附會セル説ナリ	「長慶天皇山陵」ト刻セル額面ニ基ク附會説ナリ	玉川宮闕係ヨリ生セシト思ハル、附會ノ伝説ナリ	宇多天皇御陵ト伝フルモノヲ長慶天皇御陵ナラント想像セルモノナリ	御陵ト想像セラレタルモノハ上古ノ墳墓ナリ
壹ノ一二三	貳ノ二九	壹ノ一二一	貳ノ二七	壹ノ一一九	壹ノ一一五	壹ノ一一三	壹ノ一一一	貳ノ三九	壹ノ一〇七	壹ノ一〇五

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の調査

73	72	71	70	69
北海道渡島國亀田郡銭亀沢村字観音林	福岡縣嘉穂郡千手村千手寺境内	福岡縣嘉穂郡確井村大字上臼井字浦田鬼塚	徳島縣板野郡板西町字青塚金泉寺境内	愛媛縣北宇和郡清満村山財報恩寺
○			○	
	○	○	○	○
何等ノ根據ナク想像ニ過キス	右ト同系ナリ	繼承家譜宸翰等後世ノ書又ハ偽作ニ據ル、発掘ノ結果ハ上古ノ墳墓ナリ	長慶天皇應永五年崩御ノ事ヲ刻セル石棺ノ蓋等ノ偽物ヲ基トスル妄想ナリ	後醍醐天皇ノ御靈牌ニ據リ附會セルモノナリ
〔(後筆) 二類 六六ヶ所 七ヶ所〕				
壹ノ一三五 貳ノ三一	壹ノ一三三	壹ノ一三一	壹ノ一二七	壹ノ一二五

書類整ハズ未ダ審議ヲ経ザルモノ

青森縣南津輕郡旧北中野村字林元

青森縣南津輕郡浪岡村字五輪崎森

青森縣南津輕郡富木館村大字水木御林森

福島縣東白河郡近津村大字中山本

滋賀縣甲賀郡雲井村大字勅旨玉桂寺境内

註

本史料は、『臨時陵墓調査委員会書類及資料二』所収の「昭和十一年四月『長慶天皇御陵伝説箇所関係書類審議一覧一』」を原史料の形態等を尊重して翻刻したものである。但し、表枠外の「1」〜「73」の数字は便宜のために仮に付したものであって、原史料にはない。